

「介護サービスの利用について」 秋田市からのお願い

◆短期入所サービスやお泊まりデイの利用については、次のことにご注意ください。

【利用できる短期入所サービス等には、一定の条件があります。】

短期入所サービス等はこんなときに“短期間”利用できます。

- 介護する家族が体調をくずし、一時的に介護が難しい
- 介護する家族が冠婚葬祭や仕事などで、一時的に留守になる
- ご本人の体調の変化があり、家での介護が難しい
- ご本人や介護する家族の気分転換・リフレッシュが必要

短期入所サービスを連続して利用する場合は、“原則30日まで”です。

- 利用者の自宅での自立した日常生活の維持と、介護する家族の負担を軽くするためのサービスです。
- 利用は、要介護認定の有効期間の半分を超えないようにしなければならず、長期間の利用はできません。
- 長期間の利用は、サービスの趣旨に反することとなるほか、ほかの利用者の利用を妨げることにもなりかねません。

◆介護保険制度のしくみをお知らせします。

介護サービスにかかる費用

介護保険は、市民のみなさまの保険料と税金によって成り立っています。

保険料のしくみ

- みなさまが負担している保険料は、市民のみなさま全体が利用するサービスの量が増えると、比例して高くなるしくみになっています。
- 必要以上のサービス利用は、ご本人の自立の妨げや、介護保険料全体の値上がりにつながります。

◆介護サービス情報公表システム

厚生労働省が運営しているサイトで、全国の介護サービス事業所の情報の検索・閲覧ができます。サービスを選ぶ際の参考にしてください。

<https://www.kaigokensaku.mhlw.go.jp/>

介護保険はお互いを支える助け合いの制度です。
サービスは正しく利用しましょう。

秋田市福祉保健部介護保険課 電話(018)888-5674